

じゅりみち

…仮設支援情報…



【第1面】

第7号 発行日 1995. 11.24

阪神大震災地元NGO救援連絡会議

仮設住宅支援連絡会

TEL: 078-362-5951 / FAX: 078-362-5957

E-mail: ngoteam@mb.osaka.infoweb.or.jp

口座番号: 01180-6-68556 (郵便振替)

♡全体会のお知らせ♡

次回全体会は

日時: 11月29日(水) 18:00~20:00

場所: 毎日新聞神戸ビル3F第1ホール(NGO連絡会議の隣の部屋)です。

今回は県の被災者復興支援会議(11/20)との意見交流会の報告をします。

==前回全体会議のお知らせ==

冬対策第2弾が話し合われました。これについて栗Dr. (林山朝日診療所所長/阪神高齢者障害者支援ネットワーク代表世話人)に一口健康講座を寄せていただきました。

肺炎は早期発見なら治療は簡単。治療が遅れると致命的になるこわい病気です。高齢者の肺炎による死亡率は高いのです。

CHECK POINT

ゴホゴホと咳をしている人がいたら、大丈夫と言っても病院に行くことを勧めましょう。

ONE POINT ADVICE

体力をつける→動物性たんぱく質、肉・魚を充分にとりましょう。

== 第2回 学習会「寺子屋」のお知らせ ==

11月29日(水) PM4~PM6 NGO連絡会議隣

講師 大川記代子(JOCS・日本キリスト海外医療協会)

前回の全体会議では、仮設住宅の自治会との関係での悩みや失敗談等が出され、その中で、「これは自治会の問題ではなく、ボランティアの姿勢が問われているのではないか」という発言もありました。私たちはここ数カ月、活動において壁に突き当たっていると感じる場面が多々あります。教本のないボランティア活動は、まさに試行錯誤の繰り返しです。

今回の寺子屋は現在西区の仮設住宅で訪問活動を行っている大川さんを講師に招きお話しをして頂きます。大川さんは、台湾でJOCSワーカーとして地域老人保健活動をなさっていたという経歴を持つベテラン保健婦さんです。

★仮設支援キャラバン in 星和台&新多聞★

今回は11日に北区星和台、12日に垂水区新多聞でした。

星和台の方では寒い風とときどき降ってくる小雨とにふるえながらのイベントでした。内容としてはバザーと茶話会、ソウルフラワー・ユニオンというロックバンドのちょっと変わった演奏で、夜の7時くらいまでやりました。寒い中でもたくさんの方が来て下さり、交流の場ができたと非常に喜んで下さいました。また、長野から来たりんごをイベントで試食してもらったあと全戸に配り、とても好評でした。

新多聞の方ではふれあいセンターオープンのイベントで、バザーをお手伝いしました。どちらも自治会の方との共同のイベントとして行い、またアバウト、ゆいまあるこうべ、poco a pocoなどのボランティア団体さんとの協力の中進めることができました。

仮設キャラバン第5弾IN大阪淀川区一八条仮設住宅!

日時: 11月26日(日) 11:00~ 雨天中止

内容: バザー、炊き出し、茶話会。

協力: アバウト、マイム・マイム、ちびくろ、ふれあいテント、

淀川から・淀川、灘・中央地区ボランティア、大阪YWCA

問い合わせ先: 仮設住宅支援連絡会事務局 (鈴木)

EVENT 情報♪♪

★阪神・淡路大震災復興プログラム★

ボランティアセミナープログラム

日時: 12月2日・4日・5日 10:00~16:00

会場: 兵庫県文化協会 兵庫県民会館11階会議室

目的: 仮設住宅訪問係ボランティアの

オリエンテーションセミナー

参加費: 500円 締め切り: 11月30日

問い合わせ: JOCS関西事務局(神戸) TEL 06-359-7277

☆週末ボランティア

宝塚第3の仮設訪問をします。

日時: 11月25日(土) 13:00~17:30

西神南駅13:00集合

問い合わせ: 週末ボランティアの東金さんまで

TEL 078-871-8678

事務局から

「じゅりみち」は自動送信でFAXしておりま
すので、深夜に届くこともあります。不都合で
したら、

「じゅりみち」編集部までご連絡下さい。

TEL 078-362-5951

< 仮設は今... >

◇兵庫区(地域型)編◇

今回は過去の災害地での仮設住宅がどの様に継続・解消してきたかについての報告です。災害救助法による仮設住宅の設置期限は完成から2年以内である。それらの中で4年目に解消した島原と、2年が過ぎて今なお継続使用している奥尻がどの様に繰り越しをしてきたかを見てみる。

まず島原についてだが、2年後の1993年4月に火砕流や土石流が相次ぎ、そのために新たに災害救助法を適用したことによって繰り越しが行われた。(これは非常に特殊な例である。)2回目の災害救助法が切れた1995年10月16日には全ての仮設住宅を解消することができた。その間4年間だが、仮設住宅が持つような構造にはなっているはずがなく、1993年の7月～10月まで仮設住宅の補強を行った。当初、2度の災害救助法の適用と言うことで、1度全ての仮設住宅を解体して新たに作り直すかという話があがった。また他の土地に建設して移住するという案や、仮設住宅の横にコンクリートの基礎を作ってジャッキ移動させる等、様々な方法が話し合われた。最終的に島原が行った方法は「ヌノきしょう・ツカ補強」というやり方であった。つまり、4方の角にコンクリートの板を噛まし、杉の木の杭を新たに補強するというものである。作業は住民が生活しながらのもので、床をはがしてやらねばならなかったため、住民の立ち会ひのもと行われた。

次に3年目を迎えた奥尻についてだが、災害救助法が解除された今、3年目には仮設住宅を解消するという準備期間として、今なお継続して使用されている。ここでは島原のような継続性の火山災害とは違い一過性の地震災害ということで、災害救助法の後も補強は行われなかった。また災害救助法が解消されたため、仮設住宅のリース料を奥尻に寄せられた義援金によって設立された「災害復興基金」からあてた。現在義援金からの各種の補助金により、1戸建ての建築が進められ、来年はじめには仮設住宅の解消を目標にしている。

その他には日本海中部地震の能代の様に1年を期限付き入居とし、2年目は解消のための準備期間としたため、災害救助法適用期間内で解消できた例もあれば、1度解体した後にそれらを払い下げて、市有または民有の土地等に立て直して低家賃住宅として使用したという例もあり非常に様々であった。また島原以前の災害については、災害救助法の規定の中に仮設住宅の建設件数は全壊流出家屋の約3割とされていたため、災害救助法の適用期間2年の間に仮設住宅は解消されていた。

情報コーナー

○障害者の人のカット・パーマを

して下さるボランティア募集

問い合わせは”ゆいまある神戸”の石井さんまで。

17:00以降に 078-791-4829 にお電話下さい。

○イベント用品貸します

焼きそば用鉄板・こんろ・60リットル用寸同・肉まん、あんまんetc用のボイラー(餅つきにもOK)・たこ焼き・回転釜・フライヤー・カセットデッキ・レーザーカラオケセット・アンプ・マイク・スピーカー・カセットデッキ。炊き出しについてもアドバイスできます。

問い合わせは、灘・中央地区ボランティアの常盤さんまで。
(TEL 078-871-8678)

兵庫区御旅地域型仮設住宅は、神戸市内に21カ所、1,500世帯が入居されている高齢者・身体障害者向けの地域型仮設住宅の一つです。当仮設は、JR兵庫駅と市営地下鉄上沢駅の間付近に位置し、交通の便は良いのですが、北側は大開通りに面し大型トラック通過すると住宅が揺れることも珍しくありません。

高齢者・身体障害者向け地域型住宅には、日勤制で福祉相談員が常駐して入居者の保健福祉サービスの発見・提供を行っています。6月30日に全60世帯の鍵渡しが始まり、入居者の健康状態も落ちついてきました。9月上旬には「兵庫御旅仮設住宅互助会」という自治会組織ができあがり、月2回の定例会議も開かれ、また地元自治会が震災で崩壊状態にあるため、仮設住宅互助会が引き継ぎ公園清掃活動を行っています。

福祉相談員は、居室の鍵を預かっておらず何の権限もないわけで業務の範囲は非常に限られたものですが、得てして閉じ込めりがちな高齢者への社会的接点の媒体になったり、精神的な安定剤、あるいは震災前の家庭の機能が回復・維持・向上してもらえるようないわゆる自立の促進に努めています。

さて7月中旬に入居された独居老人Aさん(86才の女性)についてお話ししたいと思います。入居された当時は食事を一人で摂ることもできず、以前の避難先病院の看護婦さんからお世話を受けながらどうにか生活できるような状態で、すぐさまホームヘルパーの派遣を行いました。Aさんは6カ月の避難所生活で体力的にも精神的にも限界状態で、これまでのにぎやかな集団生活から急に一人で生活することになったギャップが大きかったようで、一言「寂しくなりました」と話されました。そして9月頃になると家事ヘルパーの付き添いを受けながら通院や外出もできるようになり次第に表情も明るくなりました。

通院が外出する機会へとつながり、必然的に買い物や人的交流で世間との接触が増えたAさんへ、よい刺激へと発展していったのでしょうか。ところが10月中旬、これまでできていたヘルパーさんが来れなくなりました。Aさんは「私みたいな口の悪い者でも相手にしてくれて良い人やったのに」と、とてもヘルパーさんを気に入り頼りにされていたのです。そこで新しいヘルパー派遣を勧めていたのですが、「何もかも一人でやるのには時間がかかるし不安やけど、がんばってみる」「生きているか死んでいるか部屋をのぞきにきてくれるだけでいい」と、断られてのです。Aさんには突然ヘルパーが来られなくなったという話ではありますが、それならば一人でやってみようとの決意が芽生えたのです。どこまで一人で自立した生活が送れるのかわかりません。入居当初からみれば確かに生活レベルは回復されているとはいえヘルパー派遣を再開できる体制にし、その旨をお伝えしました。また「話し相手が欲しいのと、生きているのが見に来て欲しいだけ」とのお話から兵庫区で活動するボランティア団体に友愛訪問をお願いし、私たちは自立される姿を大切に見守っていくことにしたのです。

私たちの援助はあくまでも側面的に位置すべきで、選択の幅を広げるための情報提供には心がけながらもたとえその選択が多少間違っても、入居者の思いを尊重していく位の心構えが必要でしょう。そして私たち福祉関係者だけでなくボランティアも気をつけなければならないのは、積極的に入居者との関わりは持っても、絶対に先頭に立たないことではないでしょうか。ときとして私たちの価値観や感情を押しつけてしまう恐れがありますが、主役は被災者でありサービス等の選択権・決定権が常に被災者自身にあることを忘れてはならないでしょう。

じやりの一ロメモ

ハーブというものには様々な効果があります。たとえばストレス。仮設住宅に住む人も、走り回るボランティアさんも見えないところでストレスがたまってきてはいないでしょうか。そこで今回から数回にわたってハーブに関する一ロメモを掲載していきたいと思います。このメモは神奈川県にお住まいの村井美也子さんが送って下さったものです。

・ハーブのお風呂(その1)

お風呂に入る直前にハーブオイルを2～3滴落として、ゆっくり静かに浴槽に浸って深呼吸。皮膚の弱い人はお湯をかき混ぜて。フレッシュで新鮮な香りのラベンダーは、リラックス効果は抜群で、疲れや凝りを解きほぐしてくれます。お馴染みの甘く爽やかな香りのオレンジは、リフレッシュ効果と強壮作用があります。清涼な針葉樹の香りのバインは、強い殺菌力と血行促進効果で身体を温めます。

エッセンシャルオイルはハーブショップで売っていますが、薬局でもクナイブというメーカーがひと瓶2000円ほどで売っているそうです。(一ヶ月くらいもつそうです。)また、通信販売の方が分量も多く多少やすくなっているそうです。(TEL:0470-82-2556)

ちゅうい:100%純粋天然のものを使ってください。香り付けを目的としたものには人工的なものや混ぜものをしたものもあり、下手に使用すると反対に身体に悪影響を及ぼしてしまう恐れがあります。